

高額医療・高額介護合算療養費制度

～医療費＋介護サービス費が高額になった世帯の負担軽減制度～

高額医療・高額介護合算療養費制度とは

医療費や介護サービス費が高額になった場合は、月単位の限度額を設けて自己負担を軽くする制度（高額療養費・高額介護サービス費）がありますが、高額医療・高額介護合算療養費制度は、同じ世帯で医療と介護の両方を利用した場合に年単位でさらに自己負担の軽減を図る制度です。

限度額は年額で計算します

医療保険（国民健康保険や後期高齢者医療制度など）と介護保険それぞれの月単位の限度額を適用後、年間（毎年8月1日から翌年7月31日まで）の自己負担額を合算して、次の表の限度額を超えた場合に支給されます。

ただし、自己負担限度額を超えた額が500円以下の場合は支給されません。

自己負担限度額 <年額(8月から翌年7月)>

加入している保険		75歳以上の方の世帯	70歳～74歳の方の世帯	70歳未満の方の世帯
		後期高齢者医療制度＋介護保険	国民健康保険＋介護保険	国民健康保険＋介護保険
所得区分				
上位所得者 (70歳未満) 現役並み所得者 (70歳以上)		67万円	67万円	126万円
一般		56万円	56万円	67万円
低所得者	Ⅱ	31万円	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	19万円	

申請手続きについて

支給の対象となる被保険者の方には、1月ごろにお知らせします。お知らせが届いた場合には、町民生活課保険年金担当窓口で申請をしてください。

ただし、次に該当する方については、お知らせができない場合がありますので、お問い合わせください。

平成21年8月1日から平成22年7月31日までの間に…

皆野町から他の市区町村へ転出された方

他の医療保険制度から国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入された方

問合せ 町民生活課保険年金担当

☎62-1232